

《参考》「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業計画」の確保方策について

子ども・子育て支援法及び国基本指針における確保方策の設定にあたっての基本的な考え方

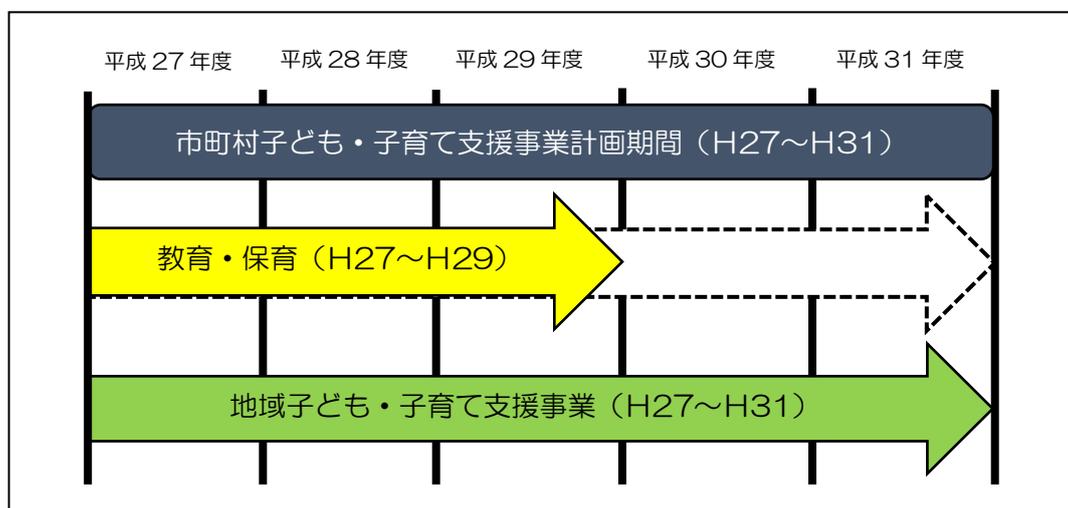
(1) 教育・保育の確保方策

平成 29 年度末（「待機児童解消加速化プラン」の目標年次）までに、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指します。

ただし、教育・保育の質の向上に向けた取り組みや、今後の状況に応じた必要な提供体制の整備については、平成 29 年度末以降も継続していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

平成 31 年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。



【(第一期) 加古川市子ども・子育て支援事業計画 18 ページ】

(1) 教育・保育にかかる確保方策の方向性

- ① 認可外保育施設の新制度への移行
- ② 既存施設の活用
- ③ 新規施設などの整備

【(第一期) 加古川市子ども・子育て支援事業計画 20 ページ】

(2) 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

- ① 「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保
- ② 地域の実情に応じた事業内容の充実

【(第一期) 加古川市子ども・子育て支援事業計画 27 ページ】